

食品寄附等に関する保険分科会の設置について（案）

令和 6 年 5 月 ● 日

（趣旨）

令和 5 年 12 月 22 日に関係省庁により取りまとめられた「食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ」において、「未利用食品等の提供（食品寄附）の促進のため、一定の管理責任を果たすことができる食品寄附関係者（寄附者、仲介者（ファシリテーター、フードバンク等））を認定する仕組みなどにより特定するための食品寄附に関するガイドラインを官民で作成し、食品寄附への社会的信頼を高める」とされ、更に、「食品寄附活動に対する信頼性確保のため、食品寄附関係者が加入しやすい保険の仕組みについて、官民で協力して検討を行う」とされたところ。

今回、上記ガイドライン等について、官民一体となって法的・技術的・経済的な課題や解決策を協議し、とりまとめる場として、「食品寄附等に関する官民協議会」が設立されたところ、特に食品寄附関係者が加入しやすい保険の仕組みについては、現行保険の実態や、どのような保険制度が望ましいかについての専門的知見が求められることから、官民協議会の下に、新たに専門家や有識者の参画を得、「食品寄附等に関する保険分科会」（以下「保険分科会」という。）を設け、食品寄附関係者が加入しやすい保険の仕組み（望ましい保険内容や契約形態、保険料の支払い等）についての専門的議論を行うものとする。

（構成員）

保険分科会は、別表に掲げる官民協議会の構成員の一部及び専門委員をもって組織する。ただし、事務局が必要であると認めるときは、構成員を追加し、又は関係者の出席を求めることができる。

（議事の取扱い）

保険分科会の議事は原則非公開とした上で、議事概要を作成し、提出資料とともに公表する。

（事務局）

保険分科会に係る事務は、消費者庁及び消費者庁から業務を受託した事業者が行う。

食品寄附等保険分科会 構成員名簿（案）

（※官民協議会の構成員の一部に、適宜専門委員を追加する。）

【民間団体・自治体】食品関連事業者や食支援団体、地方自治体など

【保険関係者】大手損保会社や代理店など

【有識者】食品寄附の現場に詳しい有識者など

【政府】消費者庁、農林水産省、厚生労働省、こども家庭庁など

※構成員については、今後、事務局において個別に調整。